

参考資料—ご家族の方が亡くなられたときに必要な手続き

この参考資料は東海市へ死亡届を提出されることを前提に記載しております。
東海市以外へ提出される場合は提出先の役所にてご確認ください。

死亡診断書

かかりつけ医から死亡診断書をもらいましょう。

死亡診断書を貰ったら、死亡届を記入しましょう。

(氏名、死亡した時間、死亡した場所、住所、本籍地など)

当院でお渡しする死亡診断書は左側が死亡届になっています。

死亡届を記入したらコピーを必ず取っておくようにしましょう。

死亡届 (7日以内)

①死亡者の本籍地、②届出人の住所地、③死亡地、のいずれかの役所へ提出しましょう。

受付窓口

東海市役所 市民窓口課 (052)603-2211(代)

月曜日～金曜日 (国民の祝日・12月29日から1月3日を除く)

午前8時30分～午後5時15分

東海市役所庁舎の宿日直室(1階)

休日・夜間

文化センター (0562)33-2266

土・日曜日、祝日

午前8時30分～午後5時

役所へ持参するもの

- 死亡届1通
- 死亡診断書(届書に印刷されています)
- 国民健康保険証(加入者だけ)
- 届出人の印鑑

ご葬儀等

死亡届を提出すると埋火葬許可証が交付されます。交付されました埋火葬許可証はすみやかに火葬場に提出しましょう。(遅くとも出棺予定時間の1時間前まで)

*火葬するには死亡時刻から24時間経過している必要があります。

ご葬儀等の段取りについては、専門家にお問合せ下さい。

この参考資料は医療法人嚶鳴会 如来山内科・外科クリニックが作成したものととなります。在宅での看取りが当たり前の選択肢の一つとなるよう、ご自由にダウンロード・印刷をして幅広くご利用下さい。営利目的の利用はご遠慮頂きますよう宜しくお願い致します。

医療法人嚶鳴会 如来山内科・外科クリニック

愛知県東海市富貴ノ台二丁目165 TEL:052-689-0900 FAX:052-689-0901